

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	1 0 4 0 - 1 0 5 - 1 7 4 5 - 5	仕様書番号
携帯放射機 1 - 1 型	G C - Y 6 0 0 0 2 4 P	
	防衛大臣承認	昭和 2 9 年 3 月 1 6 日
	作 成	昭和 2 9 年 3 月 3 日
	変 更	令和 6 年 6 月 2 6 日
	作成部隊等名	補給統制本部 化学部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する携帯放射機 1 - 1 型（以下，“携帯放射機”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S B 4 6 0 4	モンキレンチ
J I S B 4 6 0 9	ねじ回し－すりわり付きねじ用
J I S B 4 6 2 3	ペンチ
J I S B 4 6 3 0	スパナ
J I S B 4 6 3 3	十字ねじ回し
J I S B 4 6 4 8	六角棒スパナ
J I S B 7 5 0 5 - 1	アネロイド型圧力計－第 1 部：ブルドン管圧力計
N D S G 8 1 0 1	金属部品表面処理通則
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色

b) 仕様書

D S P Z 9 0 0 4	技術変更提案書の様式
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）
武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

携帯放射機は，“高圧ガス保安法”及び“武器等製造法”に適合しなければならない。

2.2 構成

構成は、表1による。

表1－構成

品名	数量	注記
火炎銃	1	—
化学銃	1	
圧力ボンベ	1	
燃料タンク	1	
圧力調整器及び導管ソケット	1	
安全弁	1	
背負具部	1	
収納箱	1	
銘板	3	
附属工具	一式	表7による。

2.3 材料・部品・構造・形状・寸法・質量

2.3.1 材料・部品

材料及び部品は、日本産業規格に規定されたものを使用し、細部は、承認図面による。

2.3.2 構造・形状・寸法

構造、形状及び寸法は、図1とし、細部は、承認図面による。

2.3.3 質量

質量は、23 kg（燃料、化学銃、附属工具及び収納箱を除く。）とし、細部は、承認図面による。

2.4 外観

外観は、有害なきず、割れ、ばり及び塗装のむら、剥がれなどの欠陥があってはならない。

2.5 機能・性能

2.5.1 機能

機能は、表2による。

表2－機能

項目		規定	摘要
火炎銃	スプリングケース A s s y	機能は、完全で点火筒を1回転する間に5区分ごと停止可能とする。	—
	燃料弁	弁の開閉が円滑とする。	—
	気密試験	3.9 MPa	20分間加圧し、接合箇所から漏れがあってはならない。
化学銃	放出弁	弁の開閉が円滑とする。	—
	気密試験	0.6 MPa	接合箇所から漏れがあってはならない。
圧力ボンベ	全容量	約4.0 L	—
	常用圧力	13.7 MPa～14.7 MPa	—
	耐圧試験	24.5 MPa	異常があってはならない。
	安全板破壊圧力	16.7 MPa～19.6 MPa	圧力によって安全板が破壊されなければならない。
燃料タンク	全容量	約16 L	—
	充填量	約15 L	—
	圧力試験	3.9 MPa	20分間加圧し、漏れ、ゆがみなどがあってはならない。

表2－機能（続き）

項目		規定	摘要
安全弁	安全板破壊圧力	3. 1 MP a ± 0. 3 MP a	破壊されなければならない。
	逆止弁	2. 4 MP a ± 0. 1 MP a	漏れなどがあってはならない。
ホース	本体	耐油性とする。	—
	使用温度範囲	－40℃～＋70℃	
	最小曲げ半径	241 mm以下	
	圧力試験	3. 9 MP a	漏れなどがあってはならない。
圧力調整器	火炎銃使用の場合	a) 圧力ポンベに13. 7 MP a～14. 7 MP aの圧力で空気を充填し、燃料タンクに約15 Lの水を入れ、たわみハンドルを開いたとき燃料タンク内の圧力が2. 4 MP a ± 0. 1 MP aの範囲とする。 b) a)のままの状態です10分間経過後、燃料タンク内の圧力に増減があつてはならない。 c) 燃料弁を開いて3秒間放射した後の燃料タンク内の圧力が、1. 8 MP a以上とする。 d) 燃料弁を閉じた後、10秒以内に燃料タンク内の圧力が、2. 4 MP a ± 0. 1 MP aに戻る。	—
	化学銃使用の場合	a) 圧力ポンベに13. 7 MP a～14. 7 MP aの圧力で空気を充填し、燃料タンクに約15 Lのタルクを入れ、たわみハンドルを開いたとき燃料タンク内の圧力が、0. 5 MP a ± 0. 1 MP aの範囲とする。 b) a)のままの状態です10分間経過後、燃料タンク内の圧力に増減があつてはならない。 c) 燃料弁を開いて3秒間放射した後の燃料タンク内の圧力が、0. 3 MP a以上とする。 d) 燃料弁を閉じた後、10秒以内に燃料タンク内の圧力が、0. 5 MP a ± 0. 1 MP aに戻る。	—

2.5.2 性能

性能は、表3による。

表3－性能

項目		火炎銃		化学銃	
		ゲル化油	水放射	水放射	タルク
最大射程		5 0 m以上	2 0 m以上	5 m以上	8 m以上
有効射程		4 0 m以上	－	－	
放射時間		7 秒以上	－	－	
ポンベの空気充填圧力		1 3 . 7 MP a ～ 1 4 . 7 MP a			
燃料タンク充填量		約 1 5 L			
圧力調整器の調整圧力		2 . 4 MP a ± 0 . 1 MP a		0 . 5 MP a ± 0 . 1 MP a	
試験条件 (標準)	銃の射角	水平線に対して 1 5 度			
	銃先端の高さ	1 m (地上面)			
	天候	晴れ又は曇り			
	風速	追い風 3 m / s 以下			

2.6 塗装

2.6.1 金属部の塗装

金属部の塗装は、NDS G 8101に規定する塗装系番号 2 1 . 3 フタル酸樹脂半つやエナメル OD 色¹⁾ 塗装とする。ただし、かん合部非金属部及び圧力ポンベを除く。

2.6.2 圧力ポンベの塗装

圧力ポンベの塗装は、さび止め塗装にジंकクロメートプライマ、上塗り塗装に圧力ポンベ 1 / 2 (充填口側) は、フタル酸樹脂半つやエナメル灰色塗装、ほかの 1 / 2 は、フタル酸樹脂半つやエナメル OD 色¹⁾ 塗装とする。

2.6.3 木部の塗装

木部の塗装は、次による。

a) 収納箱は、フタル酸樹脂半つやエナメル OD 色¹⁾ 塗装とする。

b) 圧力計収納箱は、ニス塗装とする。

注¹⁾ 色彩は、NDS Z 8201の色番号 2 3 1 4 (OD 色 7 . 5 Y 3 / 1) とする。

2.7 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3及び図2のb)によるほか、次による。

a) 火炎銃・化学銃・背負具部の表示

火炎銃、化学銃及び背負具部の表示は、NDS Z 8011の1種銘板をそれぞれ取り付け、加工方法は、凸式エッチング法とする。表示事項は、物品管理区分標識、品名、製造番号、製造年月、製造者名及び合格表示用刻印座とする。

b) 収納箱の表示

収納箱の表示は、次による。

1) 収納箱の表示は、表4とし、印字は、黒色エナメルで表示する。

表4－表示要領

表示面	表示事項
1 面	a) 物品管理区分標識 b) 品名 c) 製造番号 d) 納入年月 例 2 0 2 5 年 4 月

表4－表示要領（続き）

表示面	表示事項
2 面	a) 品名 b) 物品番号 c) 製造者名

2) 収納箱蓋の内面には、NDS Z 8011による4種銘板を取り付ける。

c) 圧力ポンベの表示

圧力ポンベの表示は、“高圧ガス保安法”第46条に基づき、所有者登録記号“F209”を刻印で表示し、更に白エナメルで“空気”の表示をする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 防せい処理

防せい処理は、さび止め油でタンク部及び銃部品のうち塗装しない金属面に塗布する。

4.2 包装

包装は、収納箱に適合したすかし箱とし、細部は、GLT-CG-Z000001の4.1による。

4.3 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2.3による。

4.4 輸送方法

輸送方法は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- 携帯放射機の火炎銃部から燃料弁握把組部品を外し、別包装のうえ、別便とする。ただし、ホースを除く。
- 携帯放射機本体の輸送は、車扱い列車指定又は5トン（10トンでもよい。）コンテナとし、車扱い列車指定の場合は、施錠する。ただし、これらの輸送により難しい場合は、官側の承認を受けて一般区域貨物自動車便（一貫輸送に限る。）とする。

5 その他の指示

5.1 官給品

完成検査に使用する官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表5によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

なお、数量及び引渡し場所は、調達要領指定書によって指定する。

表5－官給品

品名	物品番号
ゲル化剤3号（3 kg 缶入り）	1365-012-3354-5
点火筒、放射機用	1375-007-9060-5

5.2 無償貸付品

完成検査に使用する無償貸付品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表6によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

なお、引渡し場所は、調達要領指定書によって指定する。

表6－無償貸付品

番号	品名	数量
1	携帯気象計 2 形	1
2	ゲル化油調整用具 1 型	1

5.3 附属工具

附属工具は、表7による。

表7－附属工具

番号	品名	数量	規格など
1	六角棒スパナ	1	J I S B 4 6 4 8 呼び 4
2	片口スパナ	2	J I S B 4 6 3 0 強力級 呼び 1 9
3	片口スパナ	1	J I S B 4 6 3 0 強力級 呼び 2 6
4	片口スパナ	1	J I S B 4 6 3 0 強力級 呼び 3 8
5	片口スパナ	1	J I S B 4 6 3 0 強力級 呼び 4 6
6	両口スパナ	1	J I S B 4 6 3 0 強力級 呼び 3 5 × 4 1
7	モンキレンチ	1	J I S B 4 6 0 4 強力級 1 5 0 mm
8	モンキレンチ	1	J I S B 4 6 0 4 強力級 3 0 0 mm
9	ねじ回し	1	J I S B 4 6 0 9 貫通形 強力級 呼び 4 . 5 × 5 0
1 0	ねじ回し	1	J I S B 4 6 0 9 貫通形 強力級 呼び 6 × 1 0 0
1 1	ねじ回し	1	J I S B 4 6 0 9 貫通形 強力級 呼び 8 × 1 5 0
1 2	十字ねじ回し	1	J I S B 4 6 3 3 貫通形 2 番
1 3	ペンチ	1	J I S B 4 6 2 3 呼び 1 5 0
1 4	特殊スパナ	1	火炎銃銃身用
1 5	ボックススパナ	1	化学銃用
1 6	工具袋	1	ビニロン帆布 1 0 号, ビニロンテープ
1 7	ボンベ検査用圧力計	1	J I S B 7 5 0 5 - 1 A 1 . 6 1 / 4 × 6 0 × 2 5 MP a (アダプタ付き)
1 8	燃料タンク検査用圧力計	1	J I S B 7 5 0 5 - 1 A 1 . 6 1 / 4 × 6 0 × 4 MP a (アダプタ付き)
1 9	収納箱	1	圧力計用

5.4 承認用図面

契約の相手方は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の箇条6によって2.3.1～2.3.3その他必要な事項について承認用図面を作成し、契約後速やかに契約担当官等の承認を受けなければならない。

5.5 納入書類

5.5.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表8による。

表8－添付書類

番号	名称	数量	注記
1	取扱説明書	1	G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の7.1a)による。 日本語版とする。
2	社内試験成績書	1	圧力ボンベ 1 個につき 1 とする。
3	容器耐圧試験成績書	1	圧力ボンベ 1 個につき 1 とする。

5.5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表9による。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、省略してもよい。

表9－提出書類

名称	数量	提出先	注記
取扱説明書	1	陸上自衛隊補給統制 本部化学部	GLT-CG-Z000001の7.1a)による。 日本語版とする。

5.6 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更提案をする場合は、調達要求元に事前審査を受けた後、DSP Z 900 4によって契約担当官等に提案する。

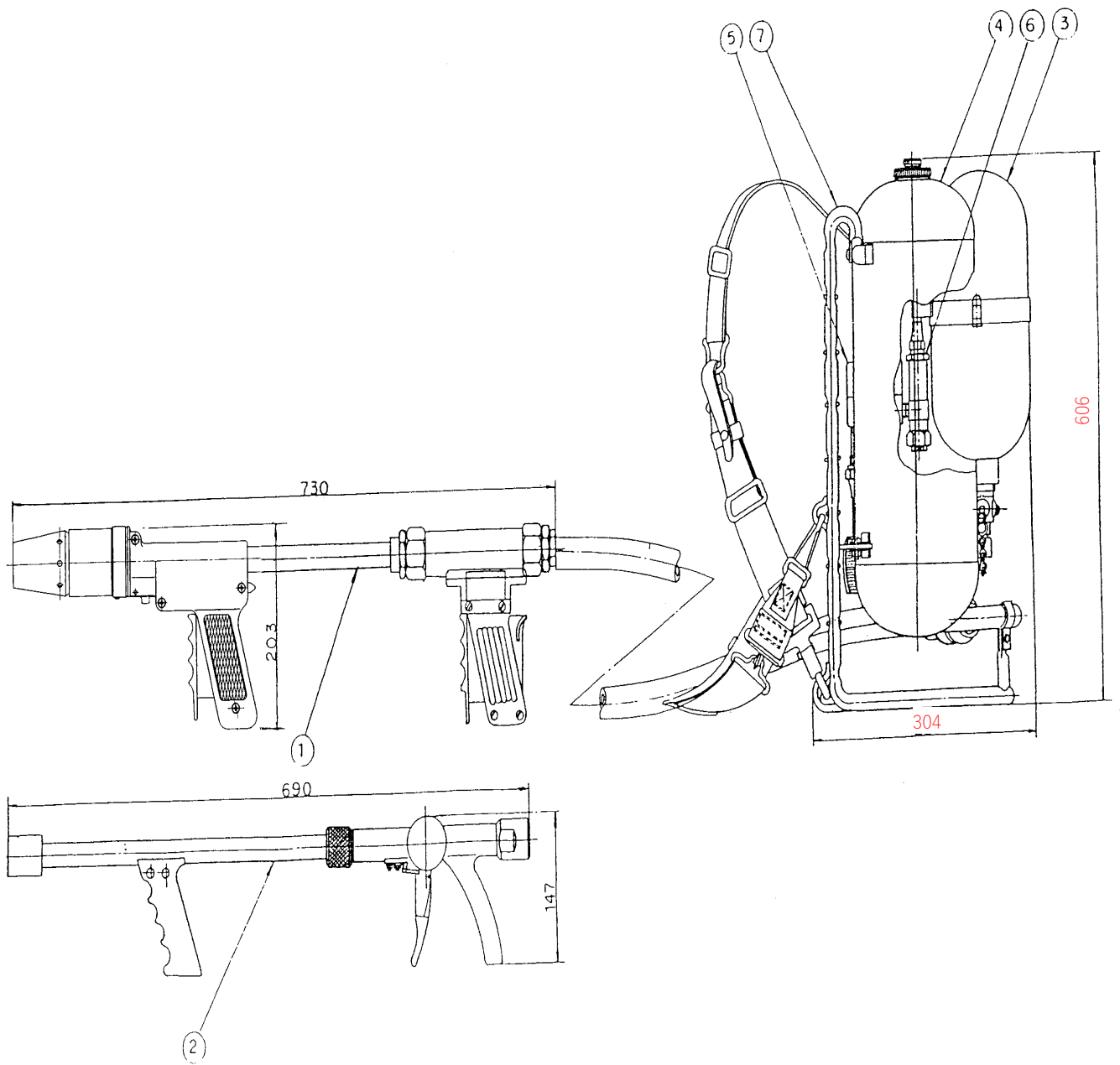
5.7 官側の支援

契約の相手方は、製造、試験、検査、納入などの諸作業のうち、契約の相手方自身で行うことの不可能な場合は、官側の支援を受けてもよい。

5.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

単位 mm



7	背負具部	1
6	安全弁部	1
5	圧力調整器及び導管ソケット	1
4	燃料タンク部	1
3	圧力ポンベ部	1
2	化学銃部	1
1	火炎銃部	1
番号	品名	数量

図1－携帯放射機 1－1 型組立図